

# 議題 3

## さいたま市農業振興ビジョン について

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| 1 | さいたま市農業振興ビジョン重点プロジェクト進行<br>管理について .....   | 1 頁 |
| 2 | 農業振興ビジョン改定(平成 33 年 3 月改定予定)に<br>ついて ..... | 7 頁 |

さいたま市農業振興ビジョン重点プロジェクト進行管理について

1 重点プロジェクト推進目標進行管理表

農業	重点プロジェクト推進目標			H28.3.31現在実績	H29.3.31現在実績	H30.3.31現在実績	平成32年度末目標達成に向けた取組	所管課	数値の根拠
	現行(H25末)	H29年度末	H32年度末						
特別栽培農産物件数	223件	235件	245件	247件	271件	322件	市発行の農情情報ガイドブックに特別栽培農産物の利用店を掲載し、周知を図る。	埼玉県	平成29年度登録数
エコファーマー数	183人	193人	200人	75人	72人	66人	埼玉県が認証している事業であり、市としての取組事項はない。	埼玉県	平成30年3月31日現在登録数
ブランド化農産物の商品開発店舗数	8件	15件	24件	12件	14件	15件	事業所に対し、商品開発の働きかけを行うと共に、紅赤以外の特産品についても商品化を推進する。	農業政策課	平成30年3月31日現在店舗数
認定農業者経営体数	165経営体	175経営体	180経営体	160経営体	171経営体	189経営体	認定農業者制度の周知及び現認定農業者への支援を行う。	農業政策課	平成30年3月31日現在経営体数
農業生産法人(農地所有適格法人)	3法人	5法人	7法人	3法人	3法人	3法人	農業委員、農地利用最適化推進委員と連携のうえ、農家の法人化の相談等を進めていく。	農業委員会(農地調整課)	平成30年3月31日現在法人数
直売所設置数	25箇所	27箇所	30箇所	25箇所	25箇所	28箇所	既存の直売所の販路拡大・PRの支援と個人直売所の把握、開設等支援を行う。	農業政策課	平成30年3月31日現在設置数
新規就農者総数	9人	50人/4年	95人/7年	19人/2年	29人/3年	49人/4年	県と連携し、就農希望者からの相談受付や講習会の開催を行う。	農業政策課	H26～H29年度新規就農人数
農地	重点プロジェクト推進目標			H28.3.31現在実績	H29.3.31現在実績	H30.3.31現在実績	平成32年度末目標達成に向けた取組	所管課	数値の根拠
	現行(H25末)	H29年度末	H32年度末						
遊休農地解消・活用面積	0	4% <sup>〃</sup> /4年	7% <sup>〃</sup> /7年	3.8% <sup>〃</sup> /2年	6.4% <sup>〃</sup> /3年	8.7% <sup>〃</sup> /4年	農業委員及び農地利用最適化推進委員による利用状況調査を踏まえ、所有者へ維持管理の通知・啓発を行う。	農業委員会(農業振興課)	H26～H29年度解消・活用面積(H29年12月末)農地法第30条
企業等による農業参入や農地活用数	1件	3件	9件	1件	2件	7件	参入相談の受付や、関係機関との連携を図る。	農業政策課	平成30年3月31日現在件数
利用権設定面積	100% <sup>〃</sup>	105% <sup>〃</sup>	110% <sup>〃</sup>	108% <sup>〃</sup>	116% <sup>〃</sup>	117% <sup>〃</sup>	農業委員及び農地利用最適化推進委員による地域での活動や広報を通して、利用権設定による農地の貸借を促進する。	農業委員会(農業振興課)	平成30年3月31日現在設定面積
農コミュニティ	重点プロジェクト推進目標			H28.3.31現在実績	H29.3.31現在実績	H30.3.31現在実績	平成32年度末目標達成に向けた取組	所管課	数値の根拠
	現行(H25末)	H29年度末	H32年度末						
栽培収穫体験農園数	14箇所(H24)	16箇所	18箇所	35箇所	47箇所	47箇所	市民農園開設への支援及び市内の農園把握を行う。	農業政策課	平成30年3月31日現在農園数
市民農園利用区画数	2500区画(H24)	2600区画	2700区画	2,698区画	2,889区画	2,897区画	市民農園開設への支援及び市内の農園把握を行う。	農業政策課	平成30年3月31日現在利用区画数
小・中学校における農業体験教室実施校	30校	35校	40校	27校	29校	34校	(農業政策課)農業体験教室の実施校の把握に努めるとともに、体験教室を行う農家への支援をする。 (健康教育課)実施校の募集	農業政策課 健康教育課	平成29年度実施校数
ランドコーディネーター数	50人	60人	70人	52人	39人	47名	アグリ・カルチャ・ビジネススクールを開校し、新たなランドコーディネーターを育成する。	農業政策課	平成30年3月31日現在登録数

2 さいたま市農業振興ビジョン重点プロジェクト

1 安全・安心な地産地消プロジェクト	目標達成に向けた取組み		所管課	さいたま市の農業	農業振興ビジョン
	平成26～29年度までの取組み	平成30年度以降の取組み			
① 安全・安心な市内産農産物の生産・供給を行うための検査体制の確立 (安全・安心に向け、放射性物質検査や残留農薬の検査体制を確立し、その対策等の取組みを行う。)	平成23年9月より、生産者等からの要望に応じて、市内産農産物の放射性物質検査を保健所にて実施している。	引き続き、保健所の検査スケジュールをもとに、生産者等からの要望に応じて検査を実施する。	農業政策課		P.36
② 農産物の6次産業化、農商工連携による産業の活性化 (生産者による農産物の加工・販売の取組みや、農商工連携による商品化により産業の活性化を推進する)	本市発祥の紅赤の商品化のため、商品化の試作を行う店舗に対して原材料となる紅赤を提供した。商品開発店舗数は平成26～29年度において7件増となった。	商品開発店舗数を増加させるため、多様な事業者にも働きかけを行うと共に、紅赤以外の特産品についても商品化を推進する。	農業政策課	P.27 P.28 P.29 P.30	P.36
③ ニーズ対応型農業推進事業 (市場ニーズに対応した新たな農産物の生産・供給体制を確認し、農業の活性化と地産地消施策を推進する)	平成25年度に結成されたヨーロッパ野菜研究会と共に、ヨーロッパ野菜の産地化に取り組んだ。また、平成27年度より、市内産ビールを作りたいとの要望を受け、ホップの試験栽培を行っており、平成28年度には市内事業者による試作が行われた。	引き続き、ホップの試験栽培を行い、栽培技術の確立や商品化への取組を行う。	農業政策課		P.36
④ 共販出荷体制の推進 (共販のための集出荷施設の支援を行う)	南彩農業協同組合が、国の強い農業づくり交付金事業を活用し、岩槻農産物集出荷場を建設するための関係者間打合せを複数回実施した。また、埼玉県を通じ国へ事業の要望を行った。 平成28年度に事業を実施し、完成に至った。	引き続き、さいたま農業協同組合、南彩農業協同組合、各集出荷団体等への出荷体制の整備等の支援を行う。	農業政策課		P.36
⑤ インターネットによる農情報の発信・農業の活性化 (インターネットを活用した生産者・市民・行政による相互情報発信、情報交換により農業の活性化を推進する)	ブログサイト「さいたま市の農情報ガイド」にて、旬な農産物、直売所、観光農園等のPRを行った。	さいたま市農情報アプリケーション研究会の運営が休止状態のため、引き続き、市のホームページにて、農情報の発信を行う。	農業政策課		P.36
⑥ ファーマーズマーケット整備 (浦和美園駅前複合施設等の直売施設や、朝市など直売イベントの支援を行う)	浦和美園駅前複合施設のオープンに併せ、さいたま農業協同組合及び南彩農業協同組合に対し、事業の説明をすると共に、各管内の農家への周知を依頼した。	出荷希望団体が組織されないことから、引き続き、周知を行うとともに、美園タウンマネジメントが運営する地域マルシェ「みそのいち」との連携も検討する。	農業政策課		P.36
⑦ 安全・安心な農産物の生産および供給 (安全・安心に向けた、農業知識や技術の普及とその取組みを支援する)	平成26年度から平成29年度まで、安全・安心な農産物の生産事業(農業振興事業費補助金)を実施した。また、農薬の適正使用講習会を平成27年度に1回、平成28年度に2回、平成29年度に2回開催した。	引き続き、農薬の適正使用講習会を開催する。	農業政策課		P.36

⑧	環境にやさしい農業への支援 (特別栽培農産物やエコファーマー、循環型農業への取り組みを支援する)	エコ農業直接支援事業(さいたま市エコ農業直接支援業費補助金)を実施した。また、市発行の農情報ガイドブックに特別栽培農産物の利用店を掲載し、周知を図った。	引き続き、特別栽培農産物等の周知を行う。	農業政策課		P.36
---	---	--	----------------------	-------	--	------

2 農業経営支援プロジェクト	目標達成に向けた取組み		所管課	さいたま市の農業	農業振興ビジョン
	平成26～29年度までの取組み	平成30年度以降の取組み			
① 担い手への農地集積・集約化 (認定農業者等に農地の集積を図る)	農地中間管理機構(埼玉県農林公社)からの一部業務委託を受け、市内における農地の出し手と受け手を募集するマッチング事業を開始した。また、それまで市内2地域において作成していた「人・農地プラン」を抜本的に見直し、平成27年度に市内を3地域に分け、全域をカバーした「人・農地プラン」を作成した。以降、毎年見直しを行っている。	引き続き、農地の出し手と受け手を募集すると共に、継続的に地域の話し合いを行い人・農地プランを見直し、担い手への農地集積・集約化を図る。	農業政策課	P.24	P.38
② 新農業ビジネスの推進 (新農業ビジネス(IT農業等)の支援及びモデル事業を実地する)	部内農業技師を中心とした研究会を設置し、IT農業の調査・研究を行い、部内報告会において見沼グリーンセンター展示温室改修方針の提案を行い了承された。平成29年度に展示温室改修工事を実施した。	モデルプラン実証試験計画を作成・実施する。また、農業者がIT技術等を活用した農業技術又は機器の導入にかかる費用について、支援を検討する。	農業政策課 見沼グリーンセンター	P.24	P.38
③ 青年就農給付金事業(農業次世代人材投資事業) (新規就農者の経営安定化のための給付金を支給する)	事業の内、経営開始型について、平成29年度は要件を満たしている4名に資金を交付した。	前年度からの継続対象者4名及び新規で交付を希望する新規就農者へ、要件確認後、交付を実施する。	農業政策課	P.24 (参考P.21)	P.38
④ さいたま市版就農予備校推進事業 (さいたま市への就農希望者向けに農業研修の場を創設し、新規就農者の育成確保を行う)	平成28年度に検討組織を立ち上げ、事業実施素案の作成を行った。平成29年度は、就農希望者に対し既存事業の情報提供を行うと共に、事業の具体案の作成を行った。	農業研修の運営を開始する。また、平成31年度に向けた本格実施案の作成を行う。	農業政策課		P.38
⑤ さいたまブランドの推進 (特産品農産物のPR、加工品による商品開発を推進し、さいたまブランドの農産物を確立する)	本市発祥の紅赤の商品化のため、商品化の試作を行う店舗に対して原材料となる紅赤を提供した。また、農情報ガイドブック「トレトリ」やリーフレット、ホームページでさいたま市産農産物のPRを行った。	商品開発店舗数を増加させるため、多様な事業者に働きかけを行うと共に、紅赤以外の特産品についてもブランド化を推進する。また、引き続き、農情報ガイドブック「トレトリ」やリーフレットでの情報発信を行う。	農業政策課	P.27 P.28 P.29 P.30	P.38
⑥ 農業法人化の推進事業 (農業経営の安定のため、法人化への支援を行う)	法人化を目指している農家の把握を行った。	引き続き、法人化を目指している、農家の把握を行う。また、法人化するための講演会等を開催する。	農業政策課		P.38
⑦ 認定農業者の認定強化および家族経営協定の推進 (新たな認定農業者や家族経営協定による女性認定農業者の確保、育成を図る)	認定農業者支援対策事業(農業振興事業費補助金)を実施した。また、認定農業者を対象とした、講習会を開催した。	認定農業者向けの講習会の開催や経営改善に向けたフォローアップの実施、また、経営支援のための補助金を交付する。	農業政策課	P.19	P.38

3 遊休農地解消プロジェクト	目標達成に向けた取組み		所管課	さいたま市の農業	農業振興ビジョン
	平成26～29年度までの取組み	平成30年度以降の取組み			
① 耕作放棄地再生利用事業 (耕作放棄地再生作業の取組みを行う)	平成28年度以前に再生作業を行ったほ場の利用状況の確認を行った。 (平成29年度は事業の申請がなかった。)	(さいたま市担い手育成総合支援協議会において)当事業から荒廃農地等利活用促進交付金事業への移行に伴う調整及び対象農家の把握を行う。	農業政策課		P.40
② 遊休農地の発生防止対策 (遊休農地の調査、パトロール、所有者への指導など発生防止対策を強化する)	農業委員及び農地利用最適化推進委員が担当地区毎に現地調査を行い、状況写真を撮影し、結果を調査票に記入し整理した。 平成30年3月末現在の遊休農地面積63.5ha	農業委員及び農地利用最適化推進委員による利用状況調査を踏まえ、所有者へ維持管理の通知・啓発を行う。	農業委員会 (農業振興課)		P.40
③ 利用権設定等促進事業 (情報の収集・提供を行い、農地利用集積円滑化団体等と連携し、認定農業者等に農地集積を促進する)	新たな遊休農地の発生防止のためにも、貸し手及び借り手の意向を調査し、農地の貸借を進めた。 平成30年3月末現在の設定面積117ha	農業委員及び農地利用最適化推進委員による地域での活動や広報を通して、利用権設定による農地の貸借を促進する。	農業政策課 農業委員会 (農業振興課)		P.40
④ 多様な主体による遊休農地活用 (企業等による農業参入の活用、市民農園・学校農園等への農地の活用を図る)	新規就農・法人の参入希望者へ支援を行った。	埼玉県農業大学校や農地中間管理機構との連携を強化し、新規就農者及び新規参入法人への支援を行う。	農業政策課 農業委員会 (農業振興課)		P.40
⑤ 景観・緑肥作物などの栽培支援事業 (レンゲ・コスモス・ソルガムなどでの土づくり、農地の保安全管理を支援する)	<農業政策課> 農用地景観形成作物栽培支援事業(農業振興事業費補助金)を実施した。 <農業委員会農業振興課> 遊休農地解消の一助として、景観作物である「菜の花」を栽培し、「菜の花まつり」を開催した。	<農業政策課> 引き続き、景観・緑肥作物などの栽培支援事業を実施する。 <農業委員会農業振興課> 引き続き、「菜の花まつり」の開催を通じて、遊休農地の解消を図っていく。	農業政策課 農業委員会 (農業振興課)	P.31 P.32	P.40

4 農のある暮らしプロジェクト	目標達成に向けた取組み		所管課	さいたま市の農業	農業振興ビジョン
	平成26～29年度までの取組み	平成30年度以降の取組み			
① 農業交流施設の整備 (農産物直売所、農業研修施設、農産物の加工体験施設などを整備する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H26 基本構想策定</li> <li>・H27 基本計画作成</li> <li>・H28 基本計画作成、敷地測量、ソフト事業</li> <li>・H29 ソフト事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H30 民間活力導入可能性調査</li> <li>・H30～31 ソフト事業</li> <li>・H32～33 ソフト事業、基本設計、実施設計</li> <li>・H34 ソフト事業、施工</li> <li>・H35 農業交流施設稼働</li> </ul>	農業政策課	P.23	P.42
② 滞在型市民農園の整備 (長時間滞在可能な市民農園を整備する)	周辺市民農園と連携した農業交流施設を整備することにより、市民農園利用者が長時間滞在可能な環境を提供することを目指す。取組みとしては、上記のとおり。	周辺市民農園と連携した農業交流施設を整備することにより、市民農園利用者が長時間滞在可能な環境を提供することを目指す。取組みとしては、上記のとおり。	農業政策課	P.23	P.42
③ 市民農園、栽培収穫体験農園の支援 (多様な主体による市民農園や農家の指導による栽培収穫体験ができる農園の支援を行う)	レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的とし、都市住民が自然に親しみながら農業体験できる市民農園の支援を行った。利用区画数の実績は、平成27年度が2,698区画、平成28年度が2,889区画、平成29年度が2,897区画であった。	引き続き、都市住民が自然に親しみながら農業体験できる特定農地貸付などによる市民農園の新規開設を支援する。また、市で把握している農園数は減少傾向にあるため、市のホームページにて、市で把握している農園の紹介や把握できていない農園情報の募集を行う。	農業政策課	P.26	P.42
④ 見沼田圃での協働と農業活性化 (見沼田圃での農業交流の場の創出・イベントや見沼農業ネットワークの拡充を行う)	農業祭、コスモス祭りの開催を支援した。	農業祭、コスモス祭りの開催を支援する。	農業政策課	P.30 P.31 P.32	P.42
⑤ 学校給食への取り組み支援 (学校給食への地場産農産物の導入支援を行う)	地元生産者と栄養教諭・学校栄養職員等の情報交換会を開催することにより、地元生産者との交流を図り、地元農産物を学校給食に導入できるよう支援した。	地元生産者と栄養教諭・学校栄養職員の情報交換会を開催することにより、地元生産者との交流を図り、地元農産物を学校給食に導入できるよう支援する。	教育委員会 (健康教育課)		P.42
⑥ 援農ボランティアやランドコーディネーターの育成 (都市住民の農業支援者、新たな担い手として援農ボランティアやランドコーディネーターを育成する)	研修を開催し、援農ボランティアの育成を行った。また、アグリ・カルチャー・ビジネススクールを開校し、希望者をランドコーディネーターとして認定した。	引き続き研修や講座を実施し、新たな援農ボランティア及びランドコーディネーターを育成する。	農業政策課 見沼グリーンセンター	P.21	P.42

# 農業振興ビジョン改定(平成 33 年 3 月改定予定)について

## 1 農業振興ビジョンの経緯

さいたま市農業振興ビジョンは、平成 16 年度に策定され、1 回の増補及び 2 回の改訂を経て、現在に至っています。

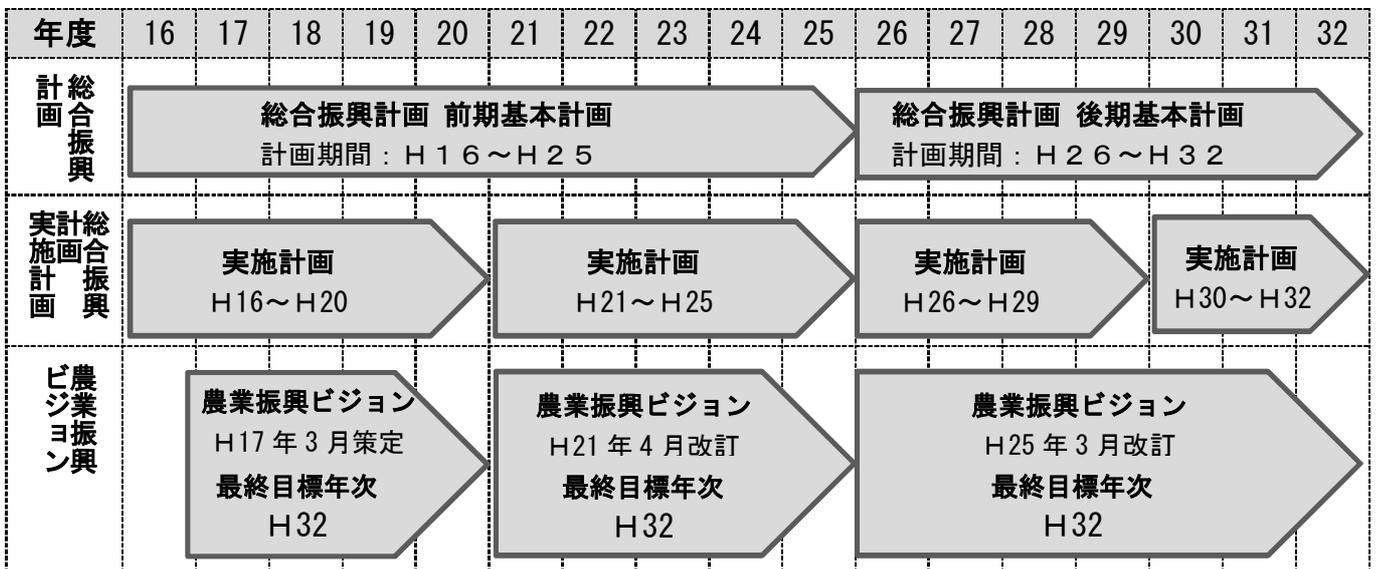
時期	内容	目標指標年度	最終目標年次
平成 17 年 3 月	農業振興ビジョン策定	—	平成 32 年
平成 18 年 3 月	一部増補	—	
平成 21 年 4 月	農業振興ビジョン改訂	平成 25 年度末	
平成 26 年 3 月	農業振興ビジョン改訂	平成 29 年度末 平成 32 年度末	

## 2 農業振興ビジョンの位置付け

さいたま市農業振興ビジョンは、本市の上位の計画である、さいたま市総合振興計画に沿って定められています。

また、平成 24 年 12 月に制定した「さいたま市都市農業の振興に関する条例」で定めた、都市農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「都市農業基本指針」として農業振興ビジョンを位置づけています。

### ○総合振興計画と農業振興ビジョンの改訂時期



一部増補

## 3 都市農業振興基本法について

都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能の十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成するため、都市農業振興基本法が、平成 27 年 4 月に施行されました。

その中で、地方公共団体は、都市農業振興の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないとされており、本市農業振興ビジョンの改定にあたって検討を必要とします。

#### 4 農業振興ビジョン改定スケジュール案

年度	月	内容
平成31年度	6月	● 庁内検討会議
	7月	● インターネット市民意識調査 ● 第1回都市農業審議会
	8月	● 農家意向・意識アンケート調査
	11月	● 庁内検討会議 ● 第2回都市農業審議会
	2月 ～	● 庁内検討会議 ● 第3回都市農業審議会
	3月	● 骨子案作成
平成32年度	5月 ～ 7月	● 庁内検討会議 ● 第1～2回都市農業審議会
	8月	● 都市経営戦略会議へ付議 素案の報告
	9月	● 9月議会 素案報告
	10月	● パブリック・コメント実施
	1月	● 第3回都市農業審議会
	2月	● 2月議会報告 農業振興ビジョン案報告
	3月	● 農業振興ビジョン策定・公表

#### 5 農家意向・意識アンケート調査について

さいたま市農業振興ビジョンの改定（平成33年3月改定予定）に向けて、本市農業の現状を把握するため、平成31年度に農家意向・意識アンケート調査を実施する予定です。

- (1) 調査対象者 市内に居住し、10a以上の農地を所有している、または耕作面積が10a以上、または生産緑地を保有している世帯
- (2) 調査期間 平成31年8月から2か月間程度
- (3) 調査内容 各農家の状況（営農規模・収入等）や意向（経営に対する考え方）など（別添調査票案参照）



## 調査票案

さいたま市農家意向・意識アンケート調査のお願い

さいたま市 経済局 農業政策部 農業政策課

日頃より、さいたま市の農業政策に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本市の農業の現状把握と今後の農業政策を行うために農家の皆様の意向・意識を伺うアンケートを実施することとなりました。

**本アンケートはさいたま市農業振興ビジョンの改定や「人・農地プラン」の見直しのための基礎資料として使用します。**

御多忙の中大変恐縮ではありますが、標記アンケート調査への御協力をお願い申し上げます。回答書につきましては、返信用封筒に封入し郵送してください（切手不用）。

【問合せ先】さいたま市経済局農業政策部農業政策課農業政策係 連絡先：048-829-1376

設問1 農地の利用状況について、最も近いものを1つ選んでください。

- |                          |                              |                |
|--------------------------|------------------------------|----------------|
| <input type="checkbox"/> | ① 所有する農地はすべて耕作している。          | →設問3にお進みください。  |
| <input type="checkbox"/> | ② 耕作していない農地はあるが、保全管理はしている。   | →設問2にお進みください。  |
| <input type="checkbox"/> | ③ 耕作していない農地がある又は、なりそうな農地がある。 | →設問2にお進みください。  |
| <input type="checkbox"/> | ④ 所有する農地はすべて貸している。           | →設問15にお進みください。 |

設問2 設問1で「②耕作していない農地はあるが、保全管理はしている。」「③耕作していない農地がある又は、なりそうな農地がある。」と答えた方に伺います。そうなってしまった原因は何ですか。3つ以内で選んでください。また、その他を選んだ場合は、内容を御記入ください。

- |                          |                    |                          |              |
|--------------------------|--------------------|--------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> | ① 土地の条件が悪い。        | <input type="checkbox"/> | ② 労働力の不足     |
| <input type="checkbox"/> | ③ 後継者がいない。         | <input type="checkbox"/> | ④ 施設・農機具の老朽化 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 農道や用排水路の老朽化      | <input type="checkbox"/> | ⑥ 儲からない      |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ 他人に農地を貸すのは不安である。 | <input type="checkbox"/> | ⑧ その他（ ）     |

設問3 主な営農場所はどこですか。最も営農面積の広い区を1つ選んでください。

- |                          |       |                          |          |                          |       |
|--------------------------|-------|--------------------------|----------|--------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> | ① 西 区 | <input type="checkbox"/> | ② 北 区    | <input type="checkbox"/> | ③ 大宮区 |
| <input type="checkbox"/> | ④ 見沼区 | <input type="checkbox"/> | ⑤ 中央区    | <input type="checkbox"/> | ⑥ 桜 区 |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ 浦和区 | <input type="checkbox"/> | ⑧ 南 区    | <input type="checkbox"/> | ⑨ 緑 区 |
| <input type="checkbox"/> | ⑩ 岩槻区 | <input type="checkbox"/> | ⑪ その他（ ） |                          |       |

設問4 経営主の年齢は何歳ですか。

- |                          |          |                          |        |                          |        |
|--------------------------|----------|--------------------------|--------|--------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/> | ① 20歳代以下 | <input type="checkbox"/> | ② 30歳代 | <input type="checkbox"/> | ③ 40歳代 |
| <input type="checkbox"/> | ④ 50歳代   | <input type="checkbox"/> | ⑤ 60歳代 | <input type="checkbox"/> | ⑥ 70歳代 |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ 80歳代以上 |                          |        |                          |        |

設問5 営農規模はどのくらいですか。

- |                          |                     |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|--------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> | ① 30a 未満            | <input type="checkbox"/> | ② 30a 以上 1.0ha 未満   |
| <input type="checkbox"/> | ③ 1.0ha 以上 2.0ha 未満 | <input type="checkbox"/> | ④ 2.0ha 以上 3.0ha 未満 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 3.0ha 以上 5.0ha 未満 | <input type="checkbox"/> | ⑥ 5.0ha 以上          |



設問 11 農業をする上で困っていることは何ですか。3つ以内を選んでください。また、その他を選んだ場合は、内容を御記入ください。

- |                          |                   |                          |                |
|--------------------------|-------------------|--------------------------|----------------|
| <input type="checkbox"/> | ① 従事者の高齢化         | <input type="checkbox"/> | ② 労働力の不足       |
| <input type="checkbox"/> | ③ 後継者がいない。        | <input type="checkbox"/> | ④ 生産コストの増加     |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 技術やノウハウの不足      | <input type="checkbox"/> | ⑥ 鳥獣被害の拡大      |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ 販売先が見つからない。     | <input type="checkbox"/> | ⑧ 周辺からの苦情      |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ 農村コミュニティの衰退     | <input type="checkbox"/> | ⑩ 耕作放棄地の増加     |
| <input type="checkbox"/> | ⑪ 農地の不足           | <input type="checkbox"/> | ⑫ 消費者ニーズの把握が困難 |
| <input type="checkbox"/> | ⑬ 固定資産税や相続税       | <input type="checkbox"/> | ⑭ 施設・農機具の老朽化   |
| <input type="checkbox"/> | ⑮ 農道・用排水路の老朽化や未整備 | <input type="checkbox"/> | ⑯ その他 ( )      |

設問 12 農業経営を継続していく上で、今後、取り組んでいきたいと思うものを3つ以内で選んでください。また、その他を選んだ場合は、内容を御記入ください。

- |                          |                    |                          |                 |
|--------------------------|--------------------|--------------------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> | ① 機械化・省力化          | <input type="checkbox"/> | ② 農地の確保         |
| <input type="checkbox"/> | ③ 農作業の共同化・法人化      | <input type="checkbox"/> | ④ ITなど新規栽培技術の導入 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ GAPなど食の安全・安心の取組み | <input type="checkbox"/> | ⑥ 新規販売先の開拓      |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ 消費者への直接販売        | <input type="checkbox"/> | ⑧ 新品種・品目への転換    |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ 農産物の加工販売         | <input type="checkbox"/> | ⑩ 栽培指導付体験農園     |
| <input type="checkbox"/> | ⑪ 観光農園             | <input type="checkbox"/> | ⑫ 有機農業          |
| <input type="checkbox"/> | ⑬ 福祉分野との連携         | <input type="checkbox"/> | ⑬ その他 ( )       |

設問 13 農業後継者について、最も近いものを1つ選んでください。

- |                          |                 |                          |               |
|--------------------------|-----------------|--------------------------|---------------|
| <input type="checkbox"/> | ① すでに農業に従事している。 | <input type="checkbox"/> | ② 将来、継ぐ予定である。 |
| <input type="checkbox"/> | ③ 後継者はいない。      | <input type="checkbox"/> | ④ 決まっていない。    |

設問 14 農業後継者の確保、育成のために重要と考えられることについて、3つ以内で選んでください。また、その他を選んだ場合は、内容を御記入ください。

- |                          |                    |                          |                  |
|--------------------------|--------------------|--------------------------|------------------|
| <input type="checkbox"/> | ① 十分な収入の確保         | <input type="checkbox"/> | ② 休日の確保・労働時間の短縮  |
| <input type="checkbox"/> | ③ 施設整備の補助等農業経営への支援 | <input type="checkbox"/> | ④ 栽培技術・経営ノウハウの支援 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 地域とのつながり         | <input type="checkbox"/> | ⑥ 家族経営協定の締結      |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ 農道や用排水路の整備       | <input type="checkbox"/> | ⑧ 農地の幹旋          |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ その他 ( )          | <input type="checkbox"/> |                  |

設問 15 さいたま市の農業を存続・活性化していくためには、どのような取組が必要だと思いますか。3つ以内で選んでください。また、その他を選んだ場合は、内容を御記入ください。

- |                          |                    |                          |                      |
|--------------------------|--------------------|--------------------------|----------------------|
| <input type="checkbox"/> | ① 個々の経営能力向上        | <input type="checkbox"/> | ② 農地の流動化・集約化         |
| <input type="checkbox"/> | ③ 耕作放棄地の解消         | <input type="checkbox"/> | ④ 施設・機械の共同利用、法人化     |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ IT など先進技術の導入     | <input type="checkbox"/> | ⑥ 地産地消の推進            |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ 農産物の高付加価値化       | <input type="checkbox"/> | ⑧ 農産物のブランド化          |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ 援農ボランティア等の労働補助   | <input type="checkbox"/> | ⑩ 市民農園など農業とふれあえる場の提供 |
| <input type="checkbox"/> | ⑪ 新規就農者や異業種からの参入促進 | <input type="checkbox"/> | ⑫ 後継者の育成             |
| <input type="checkbox"/> | ⑬ 農地基盤整備           | <input type="checkbox"/> | ⑭ 流通体制の整備            |
| <input type="checkbox"/> | ⑮ 食育活動の推進          | <input type="checkbox"/> | ⑯ その他 ( )            |

設問 16 本市では、さいたま市都市農業の振興に関する条例を制定し、さらに都市農業振興基本法が制定され、都市農業があるべきものとして位置づけられました。都市住民との交流など関心のある取組みがあればお答えください。3つ以内で選び、その他を選んだ場合は、内容を御記入ください。

- |                          |                  |                          |                |
|--------------------------|------------------|--------------------------|----------------|
| <input type="checkbox"/> | ① 市民農園・栽培指導付体験農園 | <input type="checkbox"/> | ② 観光農園         |
| <input type="checkbox"/> | ③ 身近な場所での農産物直売   | <input type="checkbox"/> | ④ 学校給食への農産物の提供 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 学校等と農作業体験の実施   | <input type="checkbox"/> | ⑥ 農家レストラン      |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ その他 ( )        |                          |                |

設問 17 生産緑地を保有しているかどうかお答えください。

- |                          |               |                          |                |
|--------------------------|---------------|--------------------------|----------------|
| <input type="checkbox"/> | ① 生産緑地を保有している | <input type="checkbox"/> | ② 生産緑地を保有していない |
|--------------------------|---------------|--------------------------|----------------|

設問 18 さいたま市では、市内を3地域（東部地域(岩槻区)、西部地域(西区、桜区)、中部地域(東部及び西部以外の地域))に分けて将来の地域農業のあり方について人・農地プランを作成しています。あなたの集落・地域の農業（人と農地）を持続可能なものとするために、今後どうしたらよいと思いますか。考えを自由に御記入ください。

[ ]

区 (町名) 氏名

本アンケートで回答いただいた内容は本調査以外では使用しません。また、お名前は、アンケート集計する際には記載しません。御協力ありがとうございました。